

【アメリカ】屋外の公有地での寝泊まり禁止をめぐる連邦最高裁判所判決

オレゴン州グランツパス市では、市の条例により屋外の公有地でのキャンプ等を禁じている(GPMC5.61.030)。初回の違反者には少額の罰金を科し、再犯者には公有地でのキャンプを一時的に禁止する命令を出し、その命令の違反者には最高で30日間の懲役刑を科すとしている(GPMC5.61.070, ORS164.245, 161.615(3))。2018年、同市のホームレスである原告が、キャンプ禁止条例は合衆国憲法修正第8条(残虐で異常な刑罰の禁止)に反するとして集団訴訟を起こした。この背景には、オレゴン州と同じ第9巡回区に属するアイダホ州ボイジー市のホームレスである原告が同市のキャンプ禁止条例について同市を訴えた事件の判決(Martin v. City of Boise, 920 F. 3d 584, 617. 以下「マーティン判決」)がある。第9巡回区連邦控訴裁判所(以下「控訴裁」)は、マーティン判決において、憲法修正第8条はシェルターを得ることができないホームレスの人々が公有地に座ったり、寝たり、横たわったりすることに対して刑事罰を科すことを禁じている、と判示した。2020年、連邦地方裁判所は、グランツパス市ではホームレスの総人口がシェルターのベッド数を上回っていることから、マーティン判決を援用して条例の施行を差し止めた。同市当局は控訴したが、控訴裁も差止命令を支持したため、連邦最高裁判所(以下「最高裁」)に上告した。2024年6月28日、最高裁は、同市の定める罰則が全米で刑事犯罪を処罰する通常の方法の一つであること、このような处罚が「恐怖、苦痛又は屈辱」を「上乗せする」ことを意図していないことから、当該条例の施行は憲法修正第8条が禁止する「残酷で異常な刑罰」には当たらないと判示し、控訴裁の判決は破棄差戻しとなった。

海外立法情報調査室・北村 弥生

・https://www.supremecourt.gov/opinions/23pdf/23-175_19m2.pdf

【アメリカ】学校の教育プログラム等において性差別を禁止する新連邦規則の施行

2024年4月19日、連邦教育省は、連邦補助金を受けて運営される学校(幼稚園年長から高校まで(K-12)、総合大学及び単科大学)の教育プログラム等における性差別を禁止する連邦法(1972年教育改正法第9編)を実施する新連邦規則(以下「新規則」)を制定した(89 Fed. Reg. 33474 (April 29, 2024))。複数の州及び学校は、新規則が性差別に性自認等を理由とするものを含むことを不当として、連邦裁判所に対して新規則の施行の差止めを求めて提訴し、26州及び諸学校につき差止命令が発出された(同年9月13日現在。連邦教育省の発表による)。このため、新規則は残りの24州(上記訴訟に加わった学校を除く)において同年8月1日に施行された。この概要は次のとおりである。①「性差別」には、性別によるステレオタイプ、性的特徴、妊娠、性的指向、性自認を理由とするものを含むこと(連邦規則集第34編(以下略)第106.10条)、②性自認に従った教育プログラムへの生徒の参加を妨害する方針等は原則として許容されないこと(第106.31条a項第2号)、③妊娠している生徒に教育において合理的な変更(休憩、在宅教育等)を認めること(第106.40条b項第3号(ii)(C))、④学校は教育プログラム等において性差別となり得る行為に迅速かつ効果的に対応すること(第106.44条a項第1号)、⑤学校は新規則に関連して入手した個人が特定される情報の開示を禁止されること(同条j項)、⑥性差別の苦情については、解決は当事者の合意による等の特徴を有する非公式の解決手続が、一定の場合を除き利用可能であること(同条k項第1号)、⑦全ての学校における苦情処理手続(第106.45条)及び大学等における性別を理由とするハラスメントに関する場合に追加される苦情処理手続(第106.46条)を定めること。

海外立法情報課・中川 かおり

・<https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2024-04-29/pdf/2024-07915.pdf>

【EU】国際的保護（難民及び補完的保護の認定）等に関する制度の見直し

2024年5月14日、国際的保護等に関する制度の見直しを行う9件の規則及び1件の指令が制定された。このうち、外部国境における第三国国民の審査に関する規則（Regulation (EU) 2024/1356）は、身元確認、健康評価等が統一的な方法で確実に実施されるようとするものである。関連して、「ECRIS-TCN（第三国国民に関する欧州犯罪記録情報システム）規則」等を改正する規則（Regulation (EU) 2024/1352）も制定された。また、不法滞在している第三国国民等の特定等のために生体認証データを比較するシステムの設立に関する規則（Regulation (EU) 2024/1358）は、非正規移民の管理強化等の効果が期待されている。国際的保護手続規則（Regulation (EU) 2024/1348）は、加盟国の手続規定の合理化、簡素化、調和を目指して、国際的保護に係る共通手続を定めている。帰国国境手続規則（Regulation (EU) 2024/1349）は、国際的保護申請が却下された者の処遇について定めるものである。庇護及び移民管理規則（Regulation (EU) 2024/1351）は、国際的保護申請の審査をどの加盟国が担当するかを定め、加盟国間における責任の公平な分担を図っている。危機管理規則（Regulation (EU) 2024/1359）は、国際的保護申請の予期しない増加等、危機的な状況に対処するための暫定措置を定めている。いわゆる資格規則（Regulation (EU) 2024/1347）及び受入基準指令（Directive (EU) 2024/1346）は、難民等とされるための資格や国際的保護申請者の受入基準について統一的なルールを定めており、加盟国間の二次的な移動の減少に資することが期待されている。第三国定住規則（Regulation (EU) 2024/1350）は、第三国定住及び人道的入国に関する共通ルールを確立するものである。

海外立法情報課・芦田 淳

・<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2024/05/14/the-counciladopts-the-eu-s-pact-on-migration-and-asylum/>

【イギリス】年金受給者への冬季燃料給付金の支給を原則廃止する規則の制定

リーヴス（Rachel Reeves）財務大臣は、2024年7月29日の下院における演説で、220億ポンド（約4兆1360億円）の支出超過が明らかになったと主張し、その穴埋めのための施策の一環として、年金クレジットの対象でない年金受給者への冬季燃料給付金の支給を停止する方針を発表した。同年8月22日、この方針に基づき、2024年社会基金冬季燃料給付規則（Social Fund Winter Fuel Payment Regulations 2024, No. 869）が制定された。同規則は、「不承認型手続」（制定又は施行の条件として議会への提出後40日以内にいずれかの院で不承認の動議が可決されないことを求める手続）の対象のため、同日に議会に提出された。同年9月10日に下院で、同月11日に上院で、不承認の動議が否決されたことを受け、同規則は、同月16日に施行された。

この規則は、全7か条から成る。冬季燃料給付金とは、高齢者が冬に住居を暖めることができるという安心感を与えることを目的とした非課税の一時金であり、1997年に初めて導入されたものである。この規則は、現在の規則（Social Fund Winter Fuel Payment Regulations 2000, No.729）等を廃止した（第7条第1項、別表2）上で、年金クレジット（低所得の年金受給者に支給される給付金）又は特定の税額控除の対象者であることを、要件として追加した（第2条第2項）。

なお政府は、このような措置を講ずる一方で、この改正により給付を受けられなくなる者の範囲を減少させるため、年金クレジットの受給資格があるのに申請をしていない世帯を特定し、申請を督促する施策を行うこととしている。

海外立法情報調査室・南 亮一

・<https://www.legislation.gov.uk/ksi/2024/869/contents>
・<https://statutoryinstruments.parliament.uk/instrument/42Gjhr8b>
・<https://commonslibrary.parliament.uk/research-briefings/cbp-10094/>

【ドイツ】議員等の贈収賄の規制強化に関する刑法の改正

2021年春のいわゆるマスク事件（連邦議会議員等のコロナ用医療マスク調達に関連した金銭スキヤンダル）をきっかけに、政治倫理の強化に関する法改正が行われた。それにより、連邦議会、州議会、市町村議会等の議員の任務遂行の際に委任又は指示に基づいて行った行為等の対価として不当な利益を受け取る行為等を処罰する刑法典第108e条の罰則が強化された（本誌No.290-1, 2022.1, p.40参照）。一方、2022年7月5日、連邦通常裁判所は、この事件に関する訴訟において、同条の規定は、議会での投票や委員会における活動以外には適用されないとの決定（BGHSt 67, 107）を下した。同裁判所はその理由として、同条が、第三者からの利益供与によって「委任及び指示に拘束されず、かつ、自己の良心にのみ従う」（基本法第38条第1項第2文）状態での判断ができない議員を処罰することで、議会の意思決定過程を保護するために設けられたことを挙げ、その上で、刑事責任の追及範囲に不足がある場合に、これを放置するか、又はこれを補うかを決めるのは議会の裁量事項であると付け加えた。

これを受け、議員が私益のために影響力を行使すること自体が議会制民主主義への信頼を損なうと考える与党会派は、刑法典に第108f条を新設する法律案を提出した。同条は、連邦議会、州議会等の議員が、任期中に利益供与をもたらす者等のために行った行為等の対価として不当な財産上の利益を得ており、かつ、それが議員の法的地位に適用される法令（連邦議会議員の場合、対価を伴う第三者のための利益代表活動を禁止する議員法（BGBI. I 1996 S. 326）第44a条など）に違反している場合を処罰の対象とする。この法律案は2024年4月25日に連邦議会で可決、同年6月12日に公布された（同月13日施行）。

国会レファレンス課・千田 浩平

・<https://www.recht.bund.de/bgb1/1/2024/190/VO.html>

【ドイツ】児童ポルノ・コンテンツの頒布・取得・所持の法定刑の下限を見直す法改正

2021年の刑法典改正により、児童ポルノ・コンテンツの頒布、取得及び所持の法定刑の下限及び上限が引き上げられ、1年以上の自由刑が科せられる重罪（Verbrechen）と位置付けられることになった（本誌No.289-1, 2021.10, p.19参照）。しかし、重罪と位置付けた場合、軽微な事件に関する訴訟手続の打切りや公判手続を経ずに略式命令で刑を科す手続に関する刑事訴訟法の規定（前者は第153条、後者は第407条）が適用されなくなるため、この改正により、柔軟な事件処理が妨げられることになるという問題点が法曹界から指摘された。また、性的関心に基づくものではなく、単に児童ポルノ・コンテンツの更なる頒布を防ぐ目的で頒布した場合（子どものスマートフォンで発見した画像を警告のために他の親に送った場合など）や自動的なダウンロード等により意図せず取得した場合に関しては、下限の法定刑の重さが行為に見合っていないという見解が裁判所からも示されていた。

こうした批判に応えるため、2024年3月4日、児童ポルノ・コンテンツの頒布については6か月以上の自由刑、取得・所持については3か月以上の自由刑に法定刑の下限を変更する刑法典の改正案が連邦議会に提出され、同年5月16日に可決された。同案は、同年6月27日に法律として公布され、翌日施行された。今回の改正は、法定刑の下限を引き下げるものであり、上限（頒布は10年の自由刑、取得・所持は5年の自由刑）を変更するものではない。

海外立法情報課・山岡 規雄

・<https://www.recht.bund.de/bgb1/1/2024/213/VO.html>
・<https://dserver.bundestag.de/btd/20/105/2010540.pdf>

【ドイツ】新郵便法の制定

1997年の郵便法制定以降、小包の利用は拡大する一方、社会のデジタル化の進展に伴い信書の利用者数は減少するなどドイツにおける郵便をめぐる状況は大幅に変化した。また、人員不足等に起因する遅配が主な原因となって、近年、利用者の苦情が増加している。こうした背景から、「信頼性が高く、デジタル時代に対応し、環境に配慮した配達」(プラントナー(Franziska Brantner)連邦経済省次官)の実現を目的とし、2024年2月、新たな郵便法を制定する法律案が連邦議会に提出された。同案は、同年6月13日に連邦議会で可決され、同年7月5日に連邦参議院の同意を得、同月18日に法律として公布された(一部の規定を除き翌日施行)。

旧法からの最も重要な変更点は、ユニバーサルサービスを担う業者(ドイツでは2008年に郵便市場が完全に自由化された。)に課せられる配達期限の基準の変更にあるとされる。信書の80%は引渡日の翌営業日まで、95%は翌々営業日までの配達という従来の基準が、95%は引渡日から3営業日後まで、99%は4営業日後までの配達という基準に変更された(第18条第1項)。その他、郵便市場参入の条件の見直しを行い、旧法で1,000グラム以下の信書の配達業については免許取得を義務付け、その他の信書の配達業を届出制としていた区別を廃し、全ての郵便サービス(信書、小包等の配送を包括する概念(第3条第15号))について連邦ネットワーク庁がオンラインで管理する登録簿への届出制とした(第4条第1項)。また、大規模配送業者の温室効果ガス排出量について信書と小包の部門に分けて連邦政府に報告する同庁の年次報告義務(第76条第1項)や配送に伴う温室効果ガス排出量を示すラベルの導入(同条第4項)など、環境への意識向上に関する対策が導入された。

海外立法情報課・山岡 規雄

・<https://www.recht.bund.de/bgbI/1/2024/236/VO>

【スイス】生物多様性に関する憲法改正案の国民投票における否決

2020年9月、スイスにおいて、自然保護団体等が、連邦政府による自然・景観保護の取組が不十分であるとして、生物多様性や自然・景観の保護を推進するためにスイス連邦憲法(以下「憲法」)の改正を求める国民発議を提出した。同改正案は、第78a条(景観及び生物多様性)の新設により次の内容を定めるものである。①連邦及び州は、(a)自然や景観の保護、(b)保護対象以外の自然、景観及び建築遺産の整備、(c)生物多様性の保護及び強化に必要な財源の確保及び保護エリアの拡大について配慮する。②連邦及び州は、それぞれ国益による保護対象物及び州の利益による保護対象物を指定する。③保護対象物に手を加えることは、国又は州の重大な利益を根拠としなければならず、自然や景観の保護に値する特徴は、元のまま保存しなければならない。④連邦政府は、生物多様性の保護及び強化に関する州の措置を支援する。

スイスでは、上記のように国民発議により法文化された形式での憲法改正案が提出された場合には、連邦議会がその有効性を確認した上で、承認又は拒否の勧告を付して同改正案を国民投票に付すこととされており、拒否の勧告を付す場合には、連邦議会が作成した対案を添付することができる(憲法第139条第5項)。今回、連邦議会は、国民発議による改正案が有効であることを確認した上で、追加予算が必要になることや経済発展等を阻害する内容であること等を理由とする拒否の勧告を付して、同改正案を国民投票に付すこととした。ただし、同改正案に対案は添付されなかった。国民投票は、2024年9月22日に実施され、投票者の約63%及び全26州中24州の反対により、同改正案は否決された。

海外立法情報課・奈良 詩織

・<https://www.fedlex.admin.ch/eli/fga/2024/28/fr>
・<https://www.bk.admin.ch/ch/f/pore/va/20240922/index.html>

【ロシア】未成年者に対するエナジードリンクの販売規制

近年、エナジードリンクに含まれるカフェインの過剰摂取による健康被害へのおそれから、未成年者に対してエナジードリンクの販売を禁止する動きが、世界的に広がりつつある。2014年にはリトアニアが世界に先駆けて規制を導入し、ロシアでは一部の州が、既に未成年者に対する販売を独自に規制していた。そうした中、2024年8月8日、連邦法第304号「未成年者へのノンアルコール滋養強壮飲料（エナジードリンクを含む。）の販売禁止及び連邦法「ロシア連邦構成団体における公権力組織の一般原則に関する」第44条の改正について」が制定され、ロシアは連邦レベルでの販売規制へと移行した。

同法における「ノンアルコール滋養強壮飲料（エナジードリンクを含む。）」の定義は、ロシア、ベラルーシ、カザフスタン等の5か国で構成される、ユーラシア関税同盟の技術規則「TR CU 021/2011 食品の安全について」に基づいている。具体的には、①強壮成分としてカフェイン及びカフェイン含有植物等のエキスが使用されていること、②使用される強壮成分は2つ以下であること、③カフェインの含有量が400mg/dm³以下であること等である。

今回の法改正によって、販売業者はアルコール飲料と同様に、購入者の年齢に疑問を抱いた場合に身分証明書の提示を求めること、提示を拒否した場合には販売を拒否することが義務付けられる。また、ロシアの各連邦構成主体は、エナジードリンクの販売時間及び販売場所を制限する権限や、スポーツイベント等の混雑が予想される場所及びそれに隣接する区域での販売を制限する権限を持つことになる。

海外立法情報課・堀田 主

- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202408080108>
- <https://ecc.eaeunion.org/upload/medialibrary/6ad/TR-TS-PishevayaProd.pdf>

【韓国】動物園及び水族館の管理に関する法律の改正

韓国では、2016年に「動物園及び水族館の管理に関する法律」が制定され、動物園及び水族館（以下「動物園等」）の運営に関する登録制の導入などが定められた（本誌No.268-2, 2016.8, pp.14-15 参照）。しかし、動物園等の衛生面及び安全面のぜい弱性などが同法の制定後も指摘され、COVID-19による休園後の飼育動物の放置問題などにより、これらの動物の福祉増進への韓国国民の要求は更に強まった。こうした中、2022年11月に同法の全部改正法律案が国会に提出・可決され、同年12月13日に公布、2023年12月14日に施行された（法律第19086号）。

本法では、目的として、動物園等の飼育動物の福祉増進などを通じて生命尊重の価値を実現することなどが明文化された（第1条）。また、これまでの登録制を改め、動物園等の運営には、所在地を管轄する広域自治体の長の許可を事前に受けることが必要であると定めるとともに、許可を受けるための要件を厳格化した（第8条）。そのほか、動物園等が、第8条による許可を受けていない施設に飼育動物を移動させて展示することや、公衆の娯楽・興行を目的として不必要的ストレスなどを飼育動物に与えることなどが禁止された（第15条第1項第3号、第4号）。また、許可権者である広域自治体の長による動物園等への検査及び是正命令などが認められ（第22条、第23条）、同法施行規則の改正により、定期検査を5年ごとに行うことも定められた（環境部令第1066号）。

なお、第8条による許可を受けていない施設での野生動物の展示については、本法と同時に施行された「野生生物の保護及び管理に関する法律」の改正法（法律第19088号）により原則として禁止された。

関西館文献提供課・野間 俊希

- https://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_N2U2W1P1N0M8J1Q5M1K6U3Q2T8D8E0

【中国】会計法の改正

中国の企業会計制度の基本法である会計法は1985年に制定され、習近平政権では2017年に一部改正されている。近年、中国では、会計の情報化（IT化）を推進し、2021年に初めて5か年計画が策定されている。その一方で、企業での不正会計等の事件が相次ぎ発覚し、2023年2月、中国共産党・国務院による「財務会計監督業務の一層の強化に関する意見」が発出されるなど、対策が強化されていた。これらの成果を会計法に反映させるため、同法を一部改正する検討が進められ、2024年6月28日、会計法の改正に関する全国人民代表大会常務委員会の決定（中華人民共和国主席令第28号）が公布、同年7月1日に施行された。

改正後の会計法は全6章51か条から成る。会計業務においては、中国共産党及び国の路線・方針・政策等を貫徹実行すべきこと（第2条）、国として会計業務への情報技術の活用を奨励すること（第8条）、組織内で会計資料の監督及び検査を行う者は、それにより知り得た業務上の秘密、個人情報等を保護すべきこと（第32条）等の規定が新たに設けられた。

会計上の不正処理等について、組織に併科できる過料及び責任者個人に科すことのできる過料の額が引き上げられた（第40条）。会計帳簿等の偽造・変造、財務会計報告の虚偽記載、保存すべき資料の隠匿・廃棄等についても過料の額の引上げ、違法所得の没収が定められた。うち、組織に併科できる過料の額は、違法所得が20万元（約4200万円）以上及びそれ未満の場合で区分され、悪質な責任者個人に対し、過料の額を加重する規定が新設された（第41条）。会計部門、会計担当者に第41条の行為を行わせた場合についても、併科できる過料の額の引上げ及び悪質な場合の加重規定等が設けられた（第42条）。

海外立法情報課・湯野 基生

・<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4ZDZhNDYzOTAxOTE2ODZkY2E5OTUyYmY%3D>

【中国】国境衛生検疫法の改正

中国の検疫法である国境衛生検疫法は、1986年に制定され、2018年までに3回一部改正されている。COVID-19が流行すると、2020年、公衆衛生関係の法律と共に、同法の改正が全国人民代表大会常務委員会の立法計画に加えられた。国務院で草案が作成され、同法を初めて全部改正する法律案が、2023年12月から全国人民代表大会常務委員会で審議され、2024年6月28日に可決・公布された（中華人民共和国主席令第27号）。2025年1月1日に施行される。

改正法は全8章57か条から成る。以下、主な改正内容を紹介する。感染症の定義が拡大され、旧法では、あらかじめ指定する検疫感染症及び監視（指定）感染症のみとされたのに対し、改正法では、その他の新興感染症、原因不明の突発的感染症も含まれると明記された（第3条）。国務院の税関総署は、全国の国境衛生検疫の業務を統一的に管理し（第5条）、税関は出入国者に対し、健康状況等の申告を求め、体温測定、医員による観察を行い、必要に応じ、ワクチン接種証明の提出を求め、疫学的調査を実施する等の措置を探ることができる（第11条）等の規定が設けられた。また、第5章「応急処置」等が新設された。重大な感染症の拡大が起き、出入国審査場で応急的処置を行う必要があるとき、税関総署等は、国務院の許可の下、応急即応措置を開始する（第35条）、重大な感染症拡大に係る応急的処置の必要に基づき、国務院は、特定貨物等の持込禁止等の措置を講じることができる（第36条）等の規定が設けられた。

このほか、出入国者による虚偽申告、検疫検査拒否等（第44条）、船舶、航空機等の責任者による感染者報告等の義務違反（第45条）、公衆衛生の安全に関わる病原性微生物等物品の未検査での持込み（第46条）等について罰則が設けられた。

海外立法情報課・湯野 基生

・<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE4ZDZhNDYzOTAxOTA1ZjFkN2NhNzJkMmQ%3D>

【オーストラリア】生体羊の海上輸出の禁止

2023年10月公表の、生体羊の海上輸出の段階的廃止に関する独立委員会報告書によると、豪州における羊の輸出額（2022-23年度）は約79.8億豪ドル（1豪ドルは約97.2円。以下「ドル」）で、同国の農林水産物輸出総額の約10%を占める。内訳は、羊肉（冷凍・冷蔵）約45億ドル、羊毛約34億ドル、生体羊（海上輸送）約0.77億ドル、生体羊（航空輸送）約0.08億ドルであり、生体羊の海上輸出は約1%にすぎない。生体羊は主に、と畜目的でサウジアラビア、クウェート等の中東諸国に輸出されている。中東諸国への海上輸送については、2018年4月、過密状態での輸送と暑熱ストレスから約2,400頭（輸送頭数の約3.76%）の羊が船上で死亡した事故が報道され、動物福祉の観点から生体羊の海上輸送の廃止を求める声が高まった。

2024年7月9日、「2020年輸出管理法」を改正し、生体羊の海上輸出を禁止するための法律が制定された（施行日は同年7月10日）。主な改正点は次のとおりである。

①2020年輸出管理法に第23A条を追加し、生体羊の豪州（排他的経済水域、大陸棚上の海域等を含む。）からの海上輸出の禁止を規定するとともに、第12条において、第23A条の輸出禁止措置が永久的措置であることを明確にした。輸出禁止措置の適用は、その経済的、社会的影響を緩和するため2028年5月1日からとされた。この間、輸出割当てや上限等は課されない。

②同法第11部第6章に第6A節（第424A条～第424L条）を追加し、羊の生産者や羊肉加工業者等が当該輸出禁止措置に向け準備し、適応し又は対応することを支援するため、補助金を支給する権限を農林水産大臣に付与した。なお、業者等への支援のため、2024-25年度からの5年間で約1.07億ドルの予算措置が講じられている。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://www.legislation.gov.au/C2024A00068/asmade/text>

【オーストラリア】トランス女性の女性専用アプリ会員登録取消しに対する連邦裁判所判決

トランスジェンダー女性である原告（Roxanne Tickle）が、スマートフォンの女性専用アプリ（Giggle App. 以下「アプリ」）の運営会社（Giggle for Girls Pty Ltd）及び同社CEO（Sally Grover）を被告として、AI（人工知能）による写真判定で認めたアプリの会員登録をトランスジェンダーであることを理由に取り消した被告の行為は、「1984年性差別禁止法」第22条（商品やサービスの提供者が相手の性別、性的指向、性自認等を理由に差別することを禁止する。）に違反するとして20万豪ドル（1豪ドルは約97.2円）の損害賠償等を求めた訴訟に対し、2024年8月23日、連邦裁判所の判決（Tickle v Giggle for Girls Pty Ltd (No 2) [2024] FCA 960）が出された。

主な内容は次のとおりである。①性別についての考え方：性別とは、出生時の性別のみを意味し、変更できないものと主張してトランスジェンダーを認めない被告に対し、「性別は変更可能であり、必ずしも（男性か女性かの）二元的なものではない（changeable and not necessarily binary）」という判断は既に約30年前から判例として確立していると述べ、被告の主張を退けた。②被告の行為は同法第22条に反するか：性自認に基づく差別は、同法第5B条第1項で「直接差別（性自認を理由とする差別）」、第2項で「間接差別（性自認が異なる他の者と比較して不利となる効果を有する条件、要件等を課すこと。）」が規定される。被告は、アプリの会員登録取消しの時点で原告をトランスジェンダーと認識しておらず、直接差別は認められない。しかし、会員登録のためアプリに送信された写真に女性の外観の条件を課すことは、条件を満たさないトランスジェンダー女性に不利となる効果を持つため間接差別に当たり、同法第22条に反するとして、被告に1万豪ドルの支払を命じた。

海外立法情報調査室・内海 和美

・<https://www.judgments.fedcourt.gov.au/judgments/Judgments/fca/single/2024/2024fca0960>